

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則新旧対照条文

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第十五条の二 法第二十五条第三項（法第二十六条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第二項、第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十八（略）</p> <p><u>十九</u>～<u>三十三</u>（略）</p>	<p>（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第十五条の二 法第二十五条第三項（法第二十六条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第二項、第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十八（略）</p> <p><u>十九</u> 京浜外貿埠頭債券</p> <p><u>二十</u> 阪神外貿埠頭債券</p> <p><u>二十一</u>～<u>三十五</u>（略）</p>

積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（営業保証金に充てることができる有価証券） 第十六条 法第十九条第二項（法第二十六条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十八（略）</p> <p><u>十九～三十三</u>（略）</p>	<p>（営業保証金に充てることができる有価証券） 第十六条 法第十九条第二項（法第二十六条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十八（略）</p> <p><u>十九</u> 京浜外貿埠頭債券 <u>二十</u> 阪神外貿埠頭債券 <u>二十一～三十五</u>（略）</p>